

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全
ての子どもたちの利用料が無償化されます。

- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園（以下、「未移行幼稚園」という。）幼稚園については、月額上限2.57万円です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、
年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、
副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます【国の制度】。
（注）主食費は免除の対象とはなりません。
- さらに、東神楽町では【国の制度】を拡充して、主食費（ごはん・パン等）・副食費の助成
事業を実施します。
（注）施設が徴収する主食費・副食費が東神楽町が定める助成限度額を上回る場合は、保護者
の負担となります。
- 未移行幼稚園については、無償化となるための認定や償還払いの手続きが必要な場合があり
ますので、こども未来課にお問い合わせください。

○0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対
象として利用料が無償化されます。

- さらに、多子世帯の負担軽減の観点から、東神楽町では、小学校6年生までの最年長の子ども
を第1子とカウントして、第2子は半額（※）、第3子以降は無償となります。
（※）年収640万円未満相当世帯の0歳から2歳までの第2子は無償となります。

【対象となる施設・事業】

○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保
育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

（注）地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指しま
す。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注) 原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、最終ページをご確認ください。

○幼稚園の利用に加え、月額最大1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

(注) 利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限は1.13万円）と実際の利用実績額を月毎に比較して、少ない方を支給額とします。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

○無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、最終ページをご確認ください。

○3歳から5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

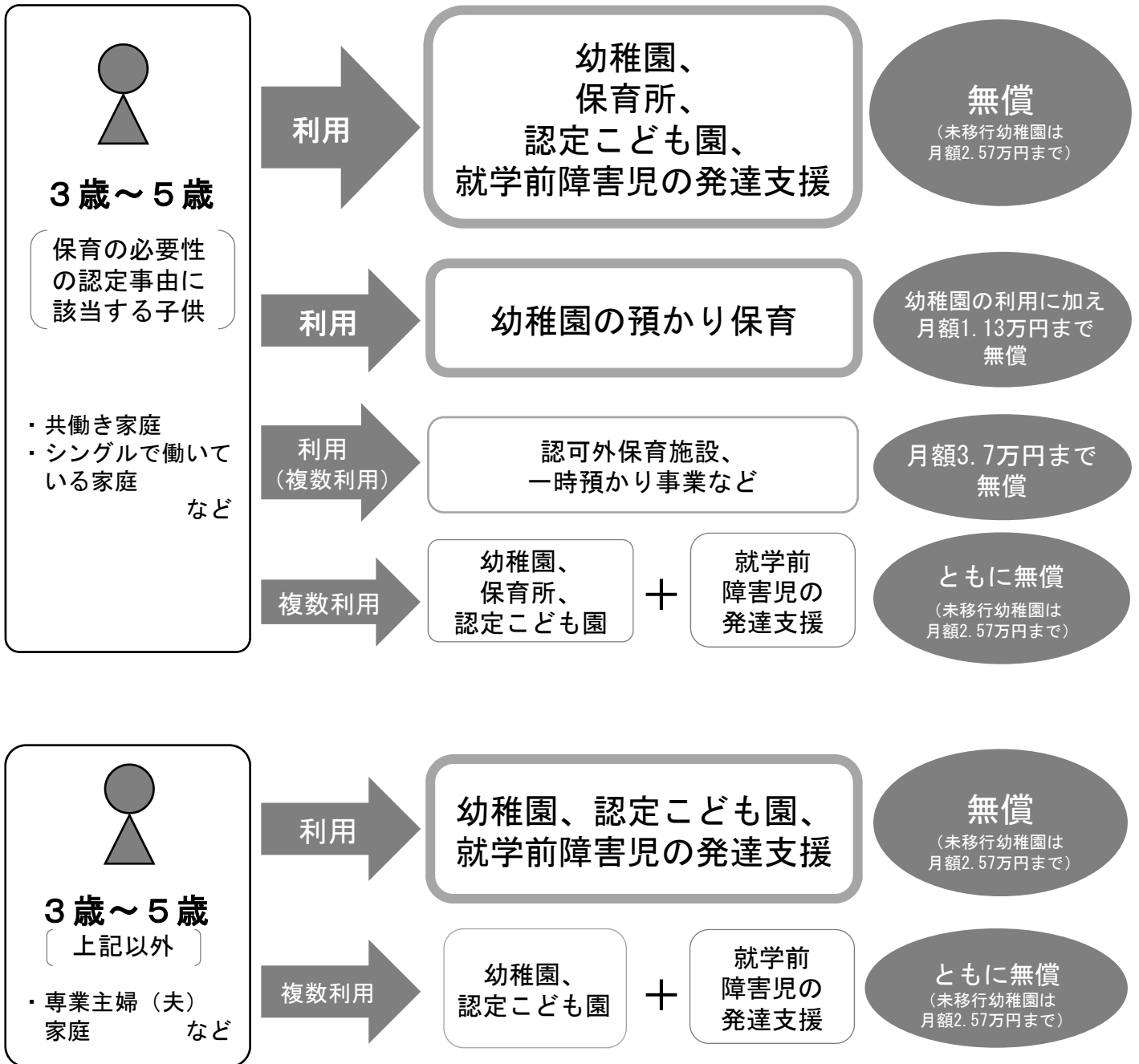
(注1) 認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

○就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

※今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※住民税非課税世帯については、

0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

(注3) 例に記載はないが、地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

東神楽町にお住まいで 幼稚園などの預かり保育を利用する場合

- ① 両親の就労等により保育の必要性の認定要件に該当する方は、幼稚園の保育料に加え、**預かり保育の利用料が無償化**されます。
※満3歳児は保育の必要性があり住民税非課税世帯のみ対象となります。
※利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額と実際の利用実績額を月毎に比較して、少ない方を支給額とします。
(例)
▼預かり保育の利用料として施設に支払った額（月額）＝A
▼支給限度額：利用日数×日額単価（450円）＝B（上限は1.13万円）
⇒AとBのいずれか小さい方を支給します。
- ② ①に該当する方は、こども未来課へ「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と「保育の必要性を確認する書類」を提出してください。
(注) 東神楽町の保育の必要性の認定要件と確認に必要な書類は5ページを参照ください。

東神楽町にお住まいで 未移行幼稚園を利用する場合

- ① 全ての方が「子育てのための施設等利用給付」の認定をうける必要があります。
- ② 両親の就労等により保育の必要性の認定要件に該当する方は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と「保育の必要性を確認する書類」を提出してください。
(注) 東神楽町の保育の必要性の認定要件と確認に必要な書類は5ページを参照ください。
- ③ ②に該当しない方は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)」を提出してください。
- ④ ②に該当する方は幼稚園の保育料に加え、**預かり保育の利用料が無償化**されます。
※満3歳児は保育の必要性があり住民税非課税世帯のみ対象となります。
※預かり保育の利用料については、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額と実際の利用実績額を月毎に比較して、少ない方を支給額とします。
※③に該当する方についての預かり保育の利用料は自己負担となります。

- 申請・変更の受付は随時行っています。
- 退職・転職等により就労の状況が変わる方は必ず届け出てください。
- 町内の施設を利用されている場合、施設を經由して申請をしてください。
- 町外（旭川市等）の施設を利用されている場合、直接こども未来課へ申請をしてください。

東神楽町にお住まいで 認可外保育所を利用されている場合

① 【3歳児以上（※1）の子ども】認定されると保育料が月額3.7万円まで（※2）無償となります。両親の就労等により保育の必要性の認定要件に該当する方（※3）は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と「保育の必要性を確認する書類」を提出してください。

② 【0歳児～2歳児の子ども】認定されると保育料が月額4.2万円まで無償（※3）となります。住民税非課税世帯（両親ともに非課税）であり、両親の就労等により保育の必要性の認定要件に該当する方は「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)」と「保育の必要性を確認する書類」を期日までに提出してください。

（※1）4月1日時点で満3歳に達している方を指します。

（※2）上限額の範囲内で複数サービス（例：ファミリー・サポート・センター等）の利用も可能です。

（※3）東神楽町の保育の必要性の認定要件と確認に必要な書類は下記のとおりです。

●①②ともに該当されない場合、保育料等は保護者の負担となります。

●0歳児～2歳児の子どもで②に該当されない場合、引き続き東神楽町独自の助成制度を受けることが可能です（両親の就労等により保育の必要性の認定要件に該当することが前提となります）。

【東神楽町における保育の必要性の認定要件と確認に必要な書類】

保育の必要性の認定要件	確認に必要な書類 ※「◎」の印がある書類については東神楽町にて様式があります
1 月48時間以上就労することを常態としている方	・就労（内定）証明書 ◎ ・自営業就労申立書 ◎
妊娠中又は出産間もない方 2 ※認定の有効期間は産前6週間から産後8週間が経過する翌日が属する月の末日まで	・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・母子健康手帳の写し（出産予定日が記載されているページの写しをご用意ください）
3 疾病・障がいがある方	・保育を必要としている事由申立書 ◎ 疾病がある方は… ・診断書（通院・入院証明書でも可） 障がいがある方は… ・手帳の写し（障がいによる手帳の交付を受けている場合） ・診断書（通院・入院証明書でも可）（それ以外の場合）
4 介護・看護をしている方	・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・介護が必要であることが分かる書類（例：診断書、通院・入院証明書）
5 災害の復旧にあたっている方	・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・り災証明書
求職活動中の方 6 ※認定の有効期間は認定された日から90日を経過する日が属する月の末日まで	・就労予定申立書 ◎
7 就学（職業訓練を含む）をしている方	・保育を必要としている事由申立書 ◎ ・在学証明書（入学予定の場合は合格通知書の写し）
8 育児休業取得時に、既に特定教育・保育施設等を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる方	・就労（内定）証明書 ◎
9 その他、町長が必要と認める方	※状況に応じて必要書類をご案内しますので、お問い合わせください

■問い合わせ先

東神楽町教育委員会こども未来課 電話：0166 - 83 - 5816

平日の午前8時30分～午後5時15分